

第2回奈良県・市町村長サミット	街頭防犯カメラの設置について	平成27年10月7日 奈良県警察本部
1 はじめに	<p>本年7月に香芝市内で発生した女子児童監禁事件においては、地域住民の協力とともに、周辺に設置された防犯カメラの画像が女児の早期発見・保護に繋がったものであり、その有効性が広く周知され、設置に対する地域住民の受容性も高まっています。</p>	
2 街頭防犯カメラとは	<p>防犯カメラとは、一般的に犯罪の予防を目的として、屋内外に設置された画像撮影装置で、画像を録画する機能を有するものをいいます。中でも商店街、道路、公園、地下街、地下通路や駅周辺等の<u>公共空間を撮影するものを「街頭防犯カメラ」といいます。</u></p>	
3 効果・設置状況等	<p>街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であり、<u>安全安心なまちづくりの中核を担う防犯設備として、自治体、事業所、地域住民等による設置促進が望まれます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【設置に向けた動き】</b></p> <p>すでに、県「地域防犯力の向上・強化事業」(H25年度～)の補助金制度の活用や平成27年度一般会計補正予算により、駅周辺、商店街、小中高校の通学路等への防犯カメラ設置を進めていただいている自治体があります。</p> <p>ドライブレコーダーも「動く防犯カメラ」であり、公用車への設置や、市民への補助事業が行われている自治体もあります。</p> </div> <p>※ 街頭防犯カメラの設置は、自主防犯活動や「地域の目」を補完するものであり、犯罪抑止効果を高め、地域住民の防犯意識の向上や自主防犯活動の活性化に繋がるなどの相乗効果が期待されます。</p>	
4 設置に伴う留意事項	<p>防犯カメラの運用や画像データの取扱いは、プライバシーに配慮し、<u>管理責任者等を指定し、取扱基準を設けて適正に管理することが必要</u>です。</p> <p>県警察では、設置に向けた働きかけを行うとともに、<u>設置・運用に関するノウハウについても支援</u>してまいります。</p> <p>※ 防犯カメラを含む防犯設備の設置・運用基準等については、<u>警察署(生活安全課)にご相談</u>ください。また、奈良県防犯設備士協会のアドバイスを受けることも有効です。</p>	
5 その他	<p>安全安心なまちづくりを推進するためには、<u>市町村で定める「開発指導要綱」</u>を改正し、開発事業者の努力義務として、大型店舗等の駐車場等への防犯カメラ設置を明記していただくことが有効です。</p>	